

実施事業所の事業主及び事務担当者の皆さまへ

千葉県日産自動車企業年金基金

「資格取得届」提出時の「基礎年金番号」の記入の徹底並びに
「資格取得届」及び「資格喪失届」の早期提出について（お願い）

1. お願い事項

- (1) 「資格取得届」の提出時には、必ず「基礎年金番号」の記入をお願いします。また、提出時に当該番号が不明の場合（20歳未満など）は、判明後速やかに連携をお願いします。
- (2) 「資格取得届」及び「資格喪失届」は、遅くとも翌月14日までに提出をお願いします。

2. 理由

令和6年12月からの確定拠出年金（以下「DC」という。）の拠出限度額の変更により、基金は、毎月、加入者の情報（加入者でないことを含む。）を翌月末までに企業年金基金連合会に提出することが求められます。そのため、事業主は、「資格取得届」及び「資格喪失届」を該当日から「30日以内又は翌月14日のいずれか早い日まで」に基金に提出することが義務付けられることとなります（確定給付企業年金法施行規則第22条及び第23条（次ページ参照））。

なお、拠出限度額の確認のために必要なキー項目は次の通りとなりますので、誤りのない記載をお願いします。

①「基礎年金番号」 ②「生年月日」 ③「性別」

3. 記載事項の漏れ（誤り）及び提出が遅れた場合の問題点等

- (1) 拠出額が拠出限度額内かどうかの確認が正しくできなくなります。
- (2) 拠出限度額を超えていた場合は、遡ってDC拠出額を調整する必要があります。遡っての調整は実施事業所又は個人型加入者において事務上の負荷が大きくなると思われることから、誤りや漏れの無い届出書への記入並びに提出期限の遵守をお願いします。

<問い合わせ先>

千葉県日産自動車企業年金基金

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港184番地

TEL：043-204-2308

事務長 渡辺・担当 十河

確定給付企業年金法施行規則新旧対照表（令和6年12月1日施行）

新	旧
<p>(基金の加入者の資格取得の届出)</p> <p>第22条 基金型企業年金（法第29条第1項に規定する基金型企業年金をいう。以下同じ。）の事業主は、その使用する者が法第26条の規定により基金の加入者の資格を取得したときは、<u>その資格を取得した日から起算して30日を経過する日又は当該資格を取得した日の属する月の翌月14日のいずれか早い日までに</u>、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。</p> <p>(1) 加入者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号</p> <p>(2) 加入者の資格を取得した年月日</p> <p>(3) その他必要な事項</p>	<p>(基金の加入者の資格取得の届出)</p> <p>第22条 基金型企業年金（法第29条第1項に規定する基金型企業年金をいう。以下同じ。）の事業主は、その使用する者が法第26条の規定により基金の加入者の資格を取得したときは、<u>30日以内に</u>、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。</p> <p>(1) 加入者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号</p> <p>(2) 加入者の資格を取得した年月日</p> <p>(3) その他必要な事項</p>
<p>(基金の加入者の資格喪失の届出)</p> <p>第23条 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者が法第27条の規定により加入者の資格を喪失したときは、<u>その資格を喪失した日から起算して30日を経過する日又は当該資格を喪失した日の属する月の翌月14日のいずれか早い日までに</u>、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。</p> <p>(1) 加入者の氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>(2) 加入者の資格を喪失した年月日</p> <p>(3) 加入者が法第91条の19第1項の規定によりその脱退一時金相当額（法第81条の2第1項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の企業年金連合会（法第91条の2第1項の企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）への移換を申し出ることができる場合にあっては、当該加入者の住所</p> <p>(4) その他必要な事項</p>	<p>(基金の加入者の資格喪失の届出)</p> <p>第23条 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者が法第27条の規定により加入者の資格を喪失したときは、<u>30日以内に</u>、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。</p> <p>(1) 加入者の氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>(2) 加入者の資格を喪失した年月日</p> <p>(3) 加入者が法第91条の19第1項の規定によりその脱退一時金相当額（法第81条の2第1項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の企業年金連合会（法第91条の2第1項の企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）への移換を申し出ることができる場合にあっては、当該加入者の住所</p> <p>(4) その他必要な事項</p>